

令和6年度 第1回甲賀市総合教育会議 次第

日時 令和6年(2024年)8月7日(水) 9:30~11:00

場所 水口西部コミュニティセンター「みなくるプラザ」 研修室2・3

1. 開 会

2. 挨拶

3. 協議事項

議題 日本語指導を通じた教育環境の整備と多文化共生の推進について

4. 事務連絡

5. 閉 会

- 【配付資料】
- 議題関連資料
 - ・甲賀市における多文化共生の取り組み（市民活動推進課）
 - ・日本語初期指導教室について（学校教育課）
 - 甲賀市総合教育会議構成員名簿
 - 甲賀市総合教育会議設置要綱
 - 席次表

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

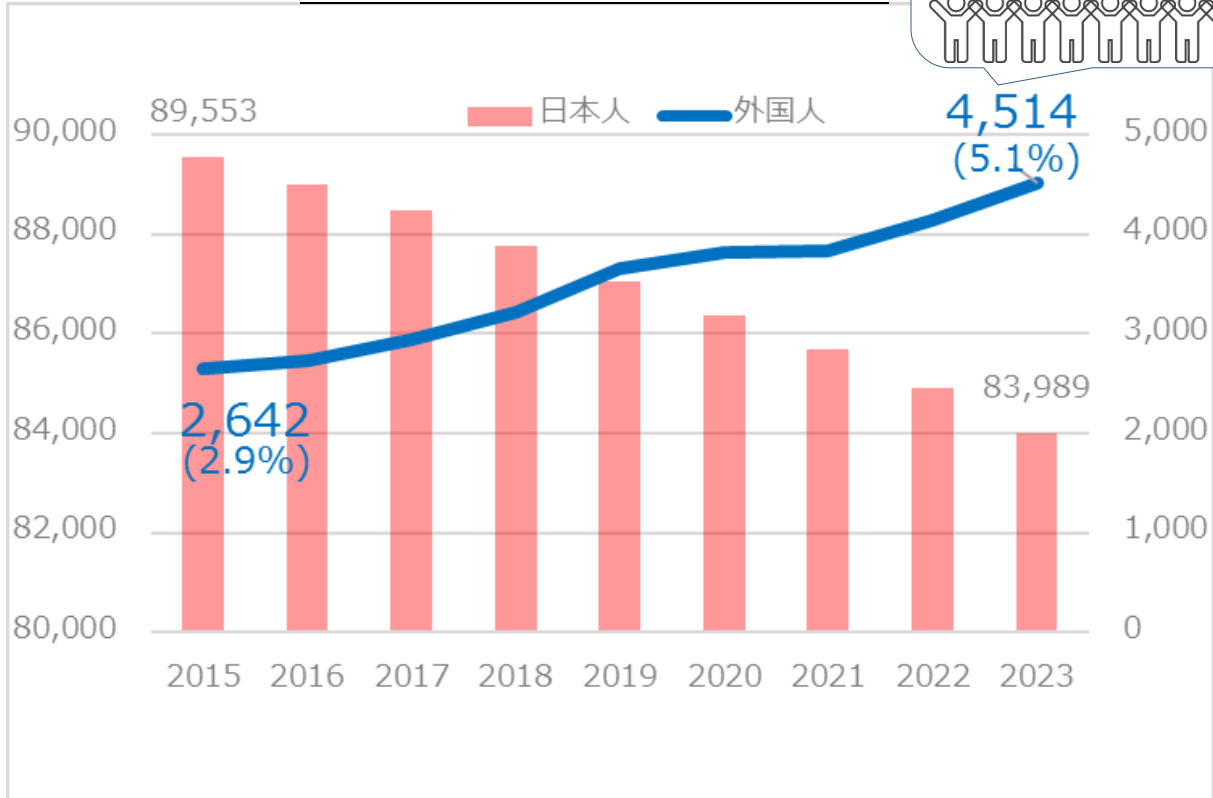
あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

甲賀市における多文化共生の取り組み

1. 現状

(1) 人口の推移

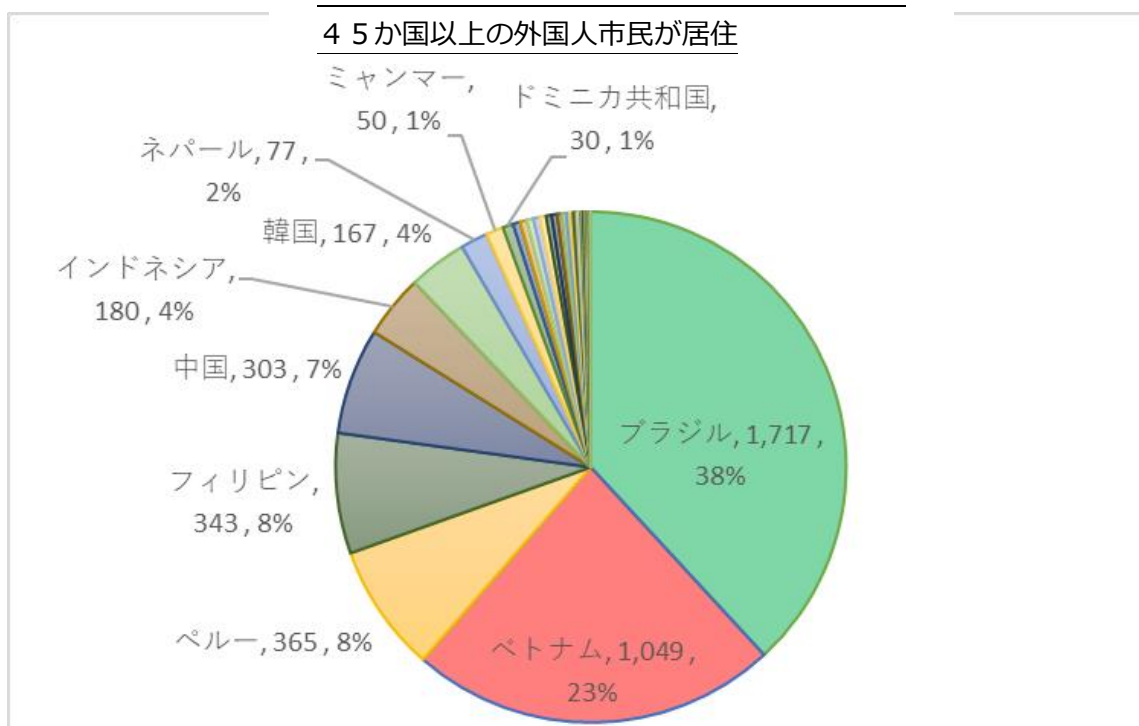
日本人人口の減少に対して、外国人人口は増加



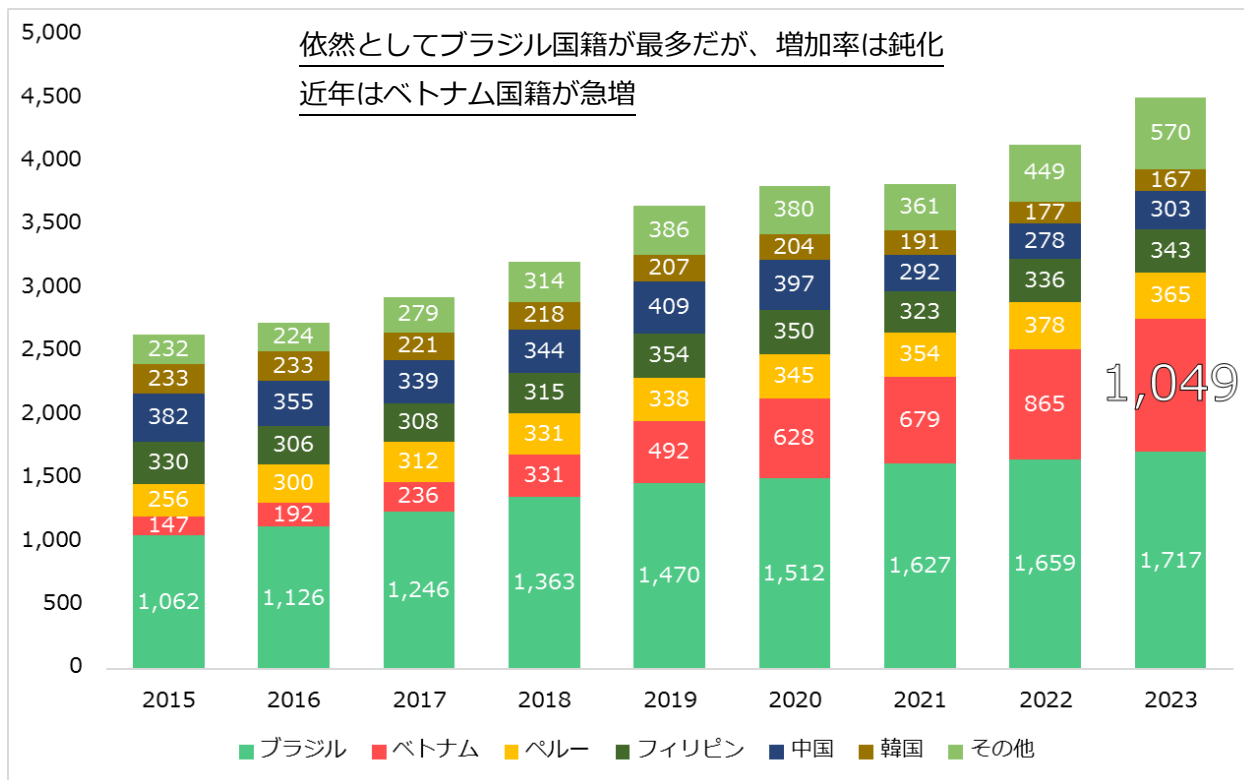
(2) 国籍別

ブラジル国籍が38%、ベトナム国籍が23%

45か国以上の外国人市民が居住

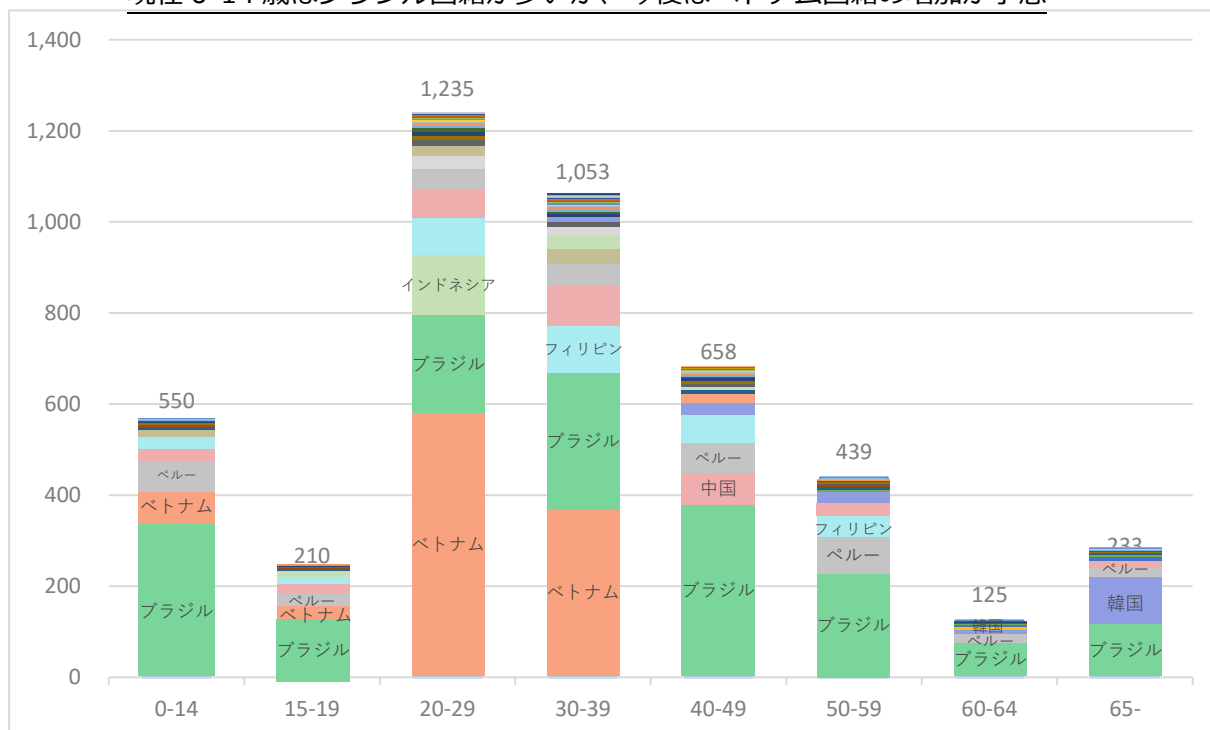


(3) 国籍別（推移）



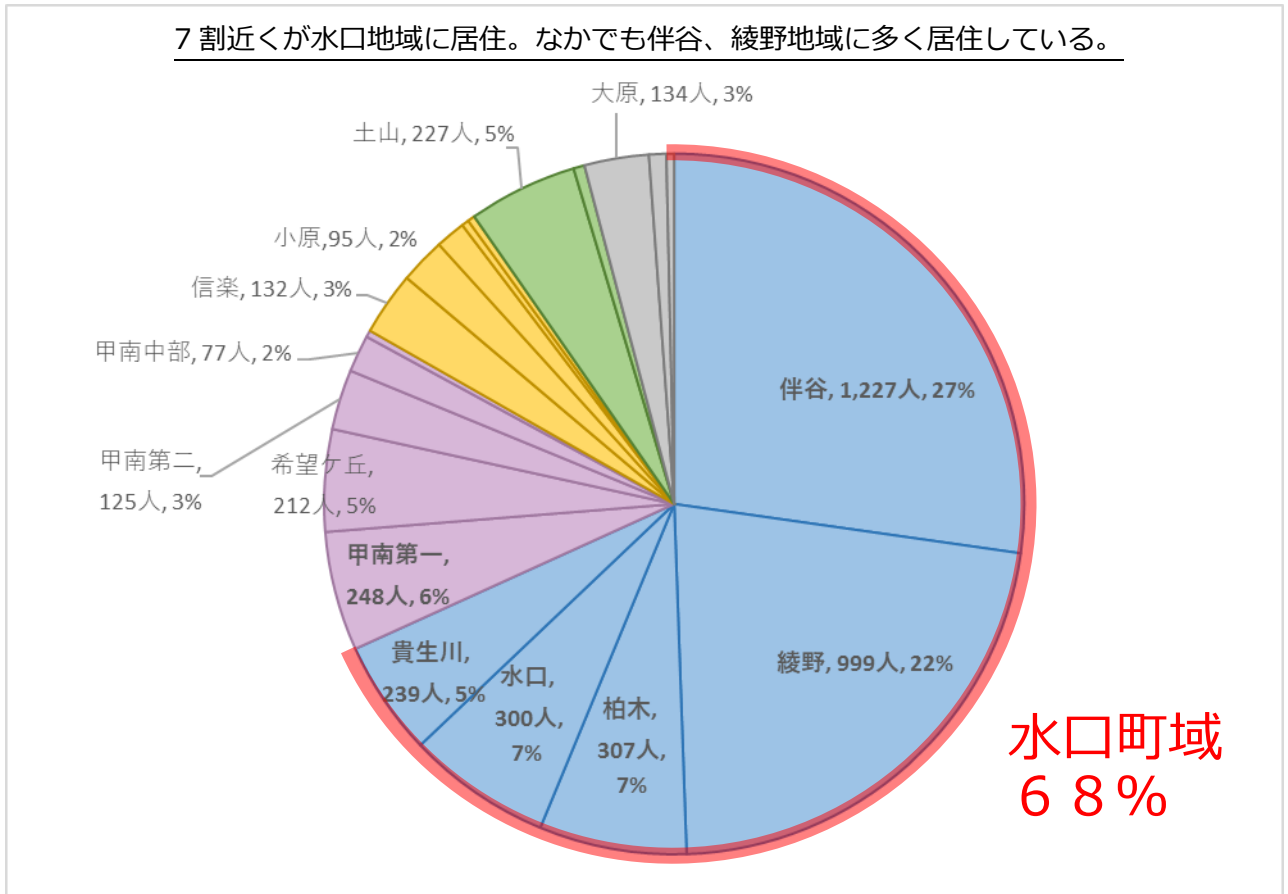
(4) 国籍別（年齢別）

20-29 歳、30-39 歳はベトナム国籍が多く、40 歳以上はブラジル国籍が多い
現在 0-14 歳はブラジル国籍が多いが、今後はベトナム国籍の増加が予想



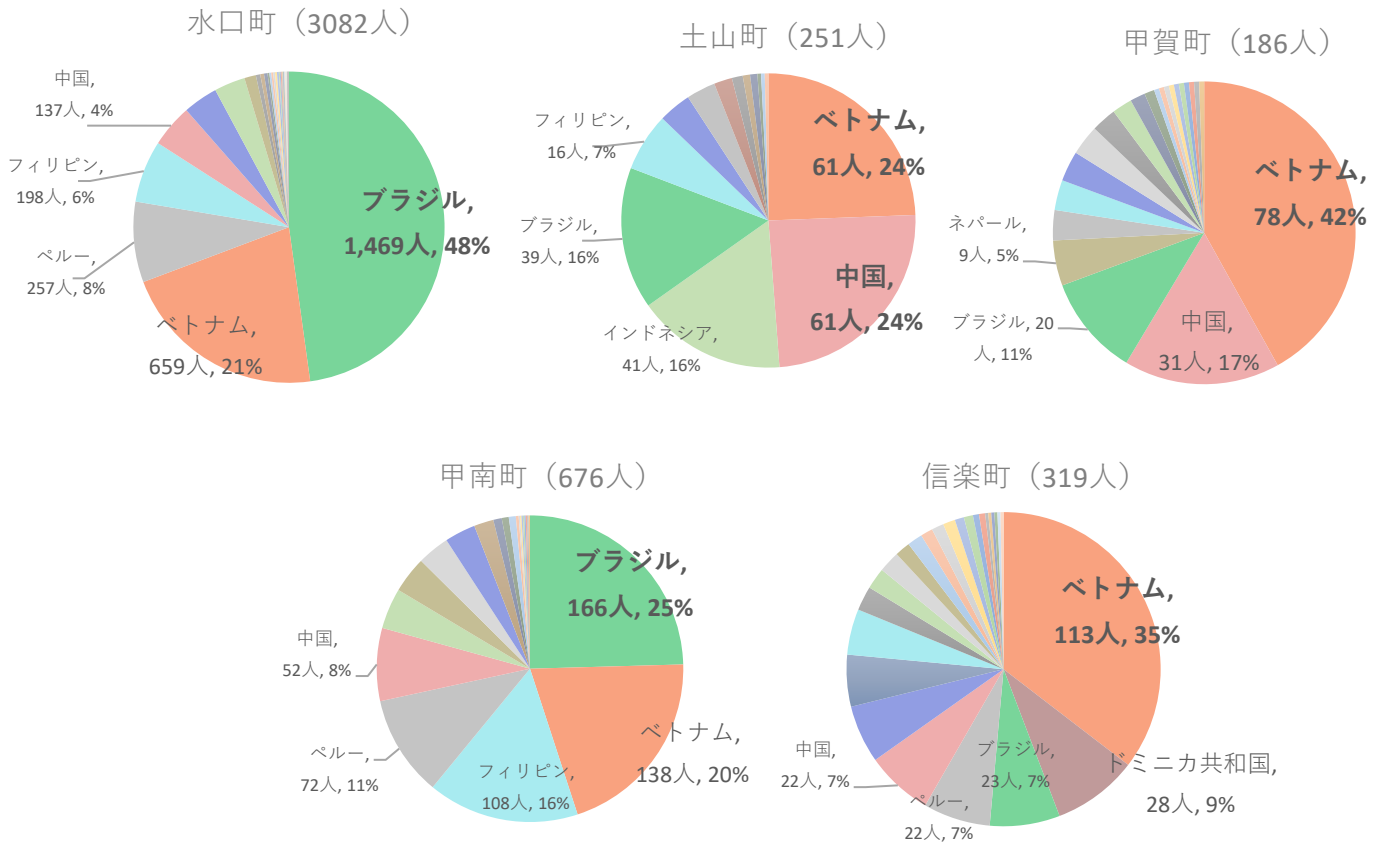
(5) 地域別

7割近くが水口地域に居住。なかでも伴谷、綾野地域に多く居住している。



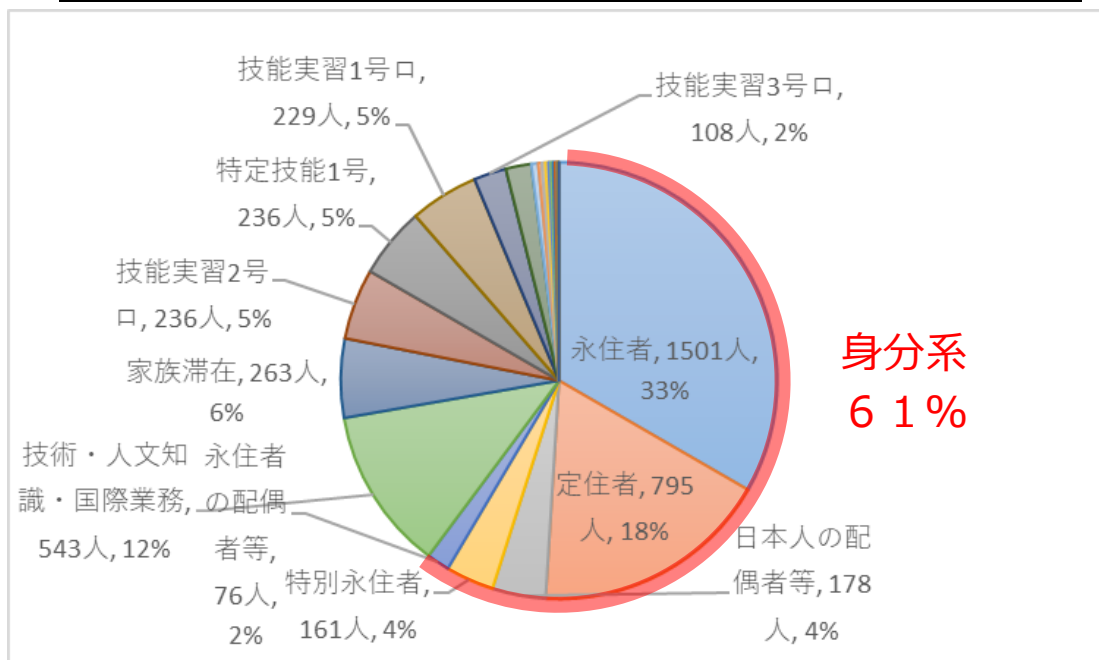
(6) 地域別 (国籍別)

水口、甲南地域はブラジル国籍が多く、土山、甲賀、信楽はベトナムなどアジア圏国籍が多い。



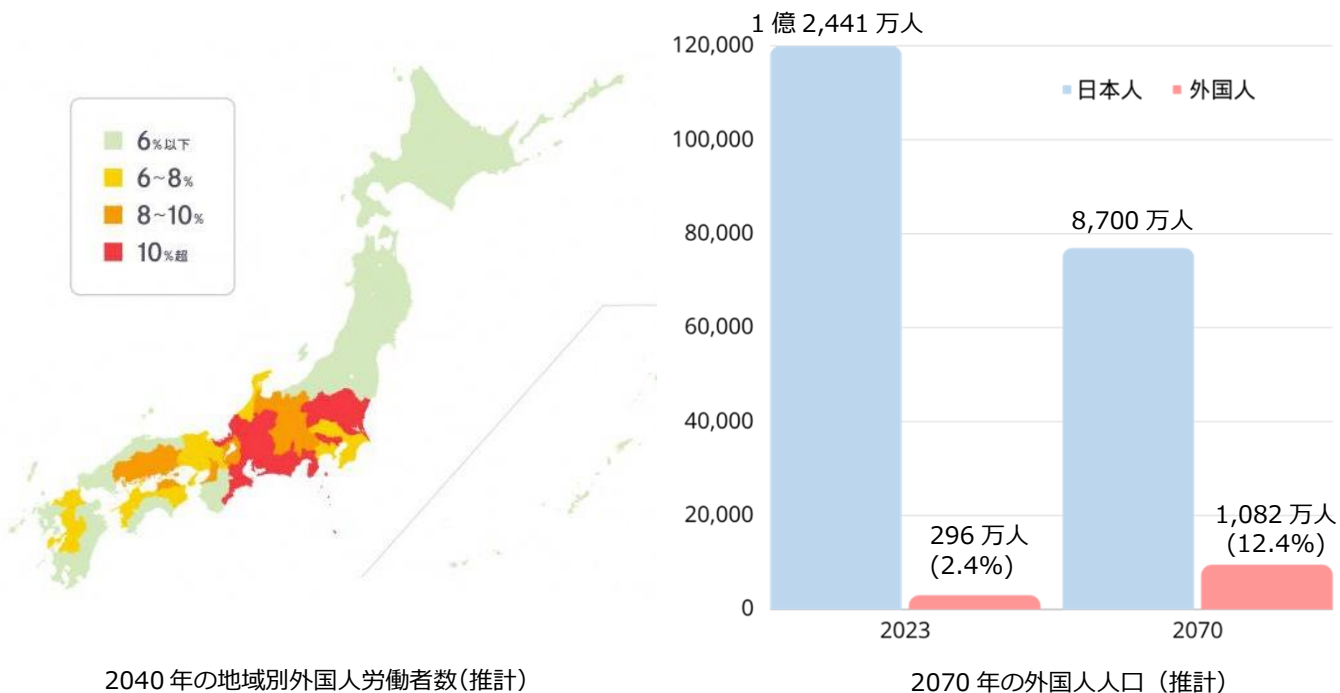
(7) 在留資格別（割合）

永住者、定住者の割合が多いが、傾向として「身分系」が減少、「就労系」が増加



(8) 将来の外国人人口

将来は人口の12.4%以上が外国人。甲賀市はさらに多い可能性が高い。



2. 国、県、市における多文化共生の取り組み

(1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(閣僚会議:H30→R6 改訂)

ア. 基本的な考え方

- 外国人材の受入れ・共生のための取組を強力かつ包括的に推進
- 外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できる
- 日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるよう環境を整備

イ. 施策

(ア) 社会参加のための日本語教育等の取り組み

生活のための日本語習得環境の整備、日本語教育の質の向上

(イ) 情報発信、外国人向け相談体制の強化

情報発信の強化、外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

(ウ) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

①乳幼児期、学齢期を中心とした外国人に対する支援

就学案内の多言語化、日本語指導補助者・母語支援員の活用、J S Lカリキュラムによる日本語と教科の統合指導、日本語能力の測定方法による評価の活用、日本語指導を担う中核的教師の養成

②青壮年期初期を中心とした外国人に対する支援

中学校、高校における進路選択の機会提供、高校入試における特別な配慮、日本語指導の「特別の教育課程」の普及、夜間中学校の設置、子どものキャリア形成支援

③青壮年期を中心とした外国人に対する支援

留学生の就職支援、日本語能力に配慮した職業訓練、適切な労働環境の確保、技能実習生への妊娠、出産制度の周知

④高齢者を中心とした外国人に対する支援

年金制度の周知

(エ) 外国人材の円滑かつ適正な受け入れ

地方部における特定技能外国人のマッチング支援、育成就労制度への円滑な移行、悪質な仲介事業者の排除

(オ) 共生社会の基盤整備に向けた取組

意識啓発、外国人の実態把握、関係機関の連携強化、技能実習制度の適正化、不法滞在者等への対策強化

(2) 滋賀県多文化共生推進プラン(滋賀県:R2~R6)

ア. 目標

- (ア) ところが通じるコミュニケーション支援
- (イ) 安心して暮らせる生活支援
- (ウ) 外国人材の活躍支援
- (エ) 次世代を担う人材の育成
- (オ) 活力ある多文化共生の地域づくり

イ. 施策

①地域における情報の多言語化

多言語行政生活情報の提供、相談窓口の設置、やさしい日本語の普及

②日本語学習機会の提供

日本語学習機会の提供、教育人材の育成、日本語教室への支援

③安心して暮らせる居住支援

④安心して利用できる保健、医療、福祉体制の整備

社会保障等の情報提供、福祉関係者への理解促進、外国人患者の受入体制

⑤災害時の対応

災害時外国人のための人材養成、災害時多言語支援の拠点づくり

⑥生活安全における支援の充実

⑦外国人材の受入れと活躍支援

受入れサポートセンターによる支援、ハローワーク等における多言語対応

⑧教育環境の整備

○日本語指導加配教員の配置

○外国人児童生徒等の受入体制の整備

▶文部科学省の「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人県民等が集住する地域における外国人児童生徒等の小中学校への円滑な受入れを推進します。

▶「特別の教育課程」による日本語指導

日本語指導が必要な児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法(DLA)を活用し、きめ細かな指導を進めます。

数値目標：

特別の教育課程による日本語指導(2018年67%⇒2024年:100%)

○外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

○国際理解教育の推進

○外国人児童生徒等の進路支援への取り組み

▶進路ガイダンスの開催支援 外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。

▶高等学校進学を支援するための多言語資料の作成 県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

○夜間中学の設置の検討

○外国につながりをもつ家庭、子どもの就学前の教育、保育の充実

⑨地域社会に対する啓発

⑩多様性を活かした活力ある地域づくり

(3) 第2次甲賀市多文化共生推進計画(甲賀市:R2~R10)

ア. 位置づけ

○総務省「地域における多文化共生推進プラン」、滋賀県「多文化共生推進プラン」に基づくもの

○外国人市民が地域の一員としてまちづくりを進めていく観点から、行政や市民、各種団体が取り組む方向性を指針としてまとめたもの。

イ. 施策

①ニーズに合わせた日本語学習機会の提供

日本語学習機会の提供

日本語指導者の育成

日本語教室空白地域の解消

②多言語による情報伝達手段の確立

各種情報の多言語化

相談窓口の一元化

多言語による相談体制の充実

やさしい日本語やSNSの活用

③ライフステージに合わせた切れ目のない支援

母子保健対策事業と母語支援の実施
公立学校における受け入れ体制の整備
進路指導の充実
就労のための環境整備
介護保険制度の周知

④災害時に安心できる体制の構築

災害時多言語情報センターの機能強化
災害時に対応できる人材の確保及び育成
防災意識の啓発

⑤多文化共生社会に向けた意識啓発

多文化共生の意識づくりに向けた啓発の推進
国際教育の推進

⑥多様性を活かした地域づくり

国際交流事業への支援
多文化共生ネットワークの構築
外国人市民の地域活動への参画促進

3. 多文化共生センターにおける取り組み

(1) 目的

- ものづくり企業、福祉事業所等における人材不足が顕在化するなか、地域産業を支える人材を呼び込むとともに、単身、短期の労働力ではなく、家族とともに地域で暮らす市民として定住し続けていただくことを目的とします。
- 県内自治体では初めての取り組みであり、外国人市民から「選ばれるまち」となるための新たなチャレンジとなります。

甲賀市多文化共生センター（甲賀市水口町本丸 1-20 みなくるプラザ内）



(2) 運営体制

- 休館日は月曜日
- 相談時間は9時00分から17時00分まで
- （一社）甲賀市国際交流協会とともに、これまでの多文化共生に係る事業をさらに充実させます。

(3) 3つの主要事業

①外国人相談（一元的相談窓口）

【これまでの課題（ニーズ）】

- × 日常の課題や困りごとを「どこに」相談すればよいのかわからない
- × 市役所では原則「行政手続き」対応のみ
- × 相談できる場所が「散在」（関係課、機関の連携が不十分）
- × 地域コミュニティからの相談場所がない

- 新たに一元的相談窓口を設け、これまで市（行政）では対応が困難であった相談にも対応します。（例）在留資格、社会保険、労働、住宅、教育、経営など
- 多言語による相談を可能とし、多様な相談を適切な関係機関につなげるコーディネート力を発揮します。
- 外国人市民に限らず、区・自治会などの地域コミュニティや企業からの相談などにも対応します。

②日本語教室

【これまでの課題（ニーズ）】

- × 日本語が話せず、安心して日常生活を送れない外国人市民がいる
- × 日本語を学びたい外国人が増加しており、現在のボランティアによる日本語教室だけでは、対応が難しくなりつつある
- × 日本語が全く話せない「日本語ゼロ初級者」を指導できる専門的な人材が限られている

- ゼロ初級者向けの日本語教室を開催します。
- 登録日本語教師による個別教室（オンライン、空白地対策、企業への出張教室の検討）の開催を検討します。
- 日本語指導人材を育成します。

③外国にルーツを持つ子どもの学習支援

【これまでの課題（ニーズ）】

- × 日本語がわからず、授業についていけない
- × 保護者も日本語を理解することが難しく、家庭学習の習慣がない児童生徒もいる
- × 学校現場においても、十分な対応ができない
- × 日本語指導が必要な子どもの高校進学への支援体制が十分ではない

- 児童、生徒の学校における学習を補完する役割を担い、学習習慣を身につけるための「（放課後）学習支援教室」等を開催します。
- 高校進学にかかる日本語および教科指導、受験、入学手続き等のサポートを検討します。

生活言語能力と学習言語能力

日本語が話せても学習について
いけない児童生徒はさらに増える

日常生活のことば

生活言語能力

→習得に2年程度

例えば…

- 温める、冷たくなる
- 「それ、持ってきて！」
- 「昨日さ、動画見てさ、まじやば一つてなって、10回見てさ…」

授業のことば

学習言語能力

→習得に5～10年

- 熱する、冷却される
- 「三角形ABCで、辺BCを底辺とするとき、頂点Aから底辺BCに垂直に引いた直線の長さを高さといいます。」

文部科学省 研修用動画コンテンツより



④その他

- 多文化交流カフェの運営
- 災害時多言語情報や人権侵害への対応

※次ページにつづく

4. 多文化共生推進計画に基づく諸施策の課題（特に子ども、教育分野を抽出）

（1）児童生徒の移動手段の確立

- かわせみ教室、子どもの学習支援（ボランティア）への送迎は保護者に委ねられるため、保護者の労働環境、考え方に左右される。
- 必然的に参加者は限定、固定化し、本当に支援が必要な児童生徒を救えていないのではないか。
- 移動手段に限らない解決策はないか。（分散、指導者派遣、オンラインなど）

（2）日本語指導人材の確保

- かわせみ教室、学校現場において、日本語教育資格者や体系的に日本語を指導できる人材が不足しているのではないか。
- 日本語教室における学習者の日本語習得レベルが混在するなか、善意のボランティアを頼りにした日本語教室に大きな負担がかかっている。
- 特に日本語ゼロ初級者を指導する人材育成、確保が求められており、日本語教師資格の人材バンクや派遣制度が必要ではないか。

（3）日本語教育コーディネーターの有効活用

- 教職員向けアンケートにおいて「どのように日本語や教科を教えればよいかわからない」との回答が多い。母語支援ではなく、言語教育としての日本語指導のアドバイスが求められている。
- 令和5年度より、日本語教育コーディネーターを配置しているが、現場レベルではその存在が認知されていないとの声もあり、十分に有効活用できていないのではないか。

（4）多文化共生社会に向けた意識啓発（地域、学校現場）

- イスラム文化圏の児童生徒も増えており、宗教上、音楽や図工などを取り組めなかったり、食事、服装、女子の教育に対する考え方が異なることを理解しておくことで、トラブルを防ぐことができる。
- 市内には45か国以上の外国人市民が暮らしており、地域、学校現場において、お互いの文化へのリスペクトと基礎知識の理解が必要ではないか。

（5）進路ガイダンスにおける保護者の理解、高校教員の参加協力

- 外国にルーツを持つ児童生徒や、保護者を対象とした進路ガイダンス（高校進学）において、日本の教育制度や進路選択の心構え、受験スケジュール等を多言語で説明している。
- 貴重な機会であるにも関わらず、参加者が少なく、学校サイドからの保護者へのアプローチの強化や高校教員との面談など、さらなるメリットの提供を検討する必要があるのではないか。

（6）外国籍ヤングケアラー対策の実施

- 日本語を苦手な親の通訳（市役所、病院等への同行）をするために学校を休む児童生徒もいる。
- 医療、保健、福祉機関への同行支援（通訳）制度の構築など、外国籍ヤングケアラーへの支援の強化が必要ではないか。

（7）小学校入学前のプレスクール制度の開設

- 外国籍の子どもは保育園等に通わず、日本語教育のサポートが不十分のまま小学校に入学し、言葉や学校の慣習についていけないケースもある。
- 4月入学予定の外国にルーツを持つ子どもたちが、小学校生活に早く慣れるよう、入学前の一定期間、日本語の読み書きや会話、学校のルール等を学ぶ場を設ける必要があるのではないか。

令和6年度第1回甲賀市総合教育会議

テーマ「日本語指導を通じた教育環境の整備と多文化共生の推進について」

日本語初期指導教室について

1. 【かわせみ教室について】(別紙 資料1参照)

○かわせみ教室の目的

市内小中学校在籍の日本語の指導が必要な児童生徒に対して、学校生活に必要な初歩的・基礎的な日本語指導及び生活指導を含む適応指導を一定期間(3ヵ月間)集中的に行うことにより、在籍校での学校生活を円滑に進めることを目的としている。

○第二かわせみ教室開室までの経緯

平成30年9月に、甲賀市の日本語指導を必要とする外国人児童生徒の困り感、不安感を何とか取り除いてあげたい、1日も早く日本ででの生活に慣れ、楽しく過ごしてもらいたいとの思いで「第一かわせみ教室」を開設して以来、たくさんの児童生徒がこの学び舎を卒業し羽ばたいていった。近年、通級児童生徒数が増加してきたことを受け、今年度「第二かわせみ教室」が開室された。

○令和6年度 かわせみ教室通級者数 (7月1日現在)

- ・水口町内6校より 小学生10名 中学生 3名
甲南町内2校より 小学生 1名 中学生 1名 が現在通級中
- ・通級状況は、個々の状況により、週2日～5日 通級している。
- ・かわせみ教室がある、伴谷東小学校・綾野小学校在籍児童は、日本語の理解度や学年に応じて1日2～3時間通級している。

		第一かわせみ教室(伴谷東小学校)				第二かわせみ教室(綾野小学校)			
		伴谷東小	伴谷小	甲南第一小	甲南中	綾野小	伴谷小	水口中	城山中
小学校	1年生		3			1			
	2年生	1		1					
	3年生	1				1			
	4年生						1		
	5年生	1				1			
	6年生								
中学校	1年生								1
	2年生							1	
	3年生				1			1	
		計 8				計 7			

*過去のかわせみ教室通級者数(参考)

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5
通級者数	9人	11人	8人	7人	10人	13人

2. 【日本語指導が必要な児童生徒について】（別紙 資料2・3参照）

- ・甲賀市における外国人人口は年々増加しており、令和5年度末において人口では県内で大津市、東近江市に次ぐ3番目に多い市となっている。また、市の人口に対する外国人の割合では4.6%と湖南市に次ぐ2番目となっている。
- ・外国人人口の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数も増加しており、旧町単位で見ると水口町、甲南町が多くなっている。
- ・かわせみ教室へ通級している児童生徒は、別紙3のA：日本語の習熟状況がほとんど通じない児童生徒が中心であり、B・Cに当たる児童生徒は日本語指導教室や非常勤日本語指導員により学習を進めている児童生徒もいる。

*日本語指導教室：伴谷小・柏木小・水口小・綾野小・伴谷東小・希望ヶ丘小・水口中

*非常勤日本語指導員：貴生川小・伴谷東小・土山小・信楽小・城山中・甲南中

*住民基本台帳人口調査結果（甲賀市外国人人口集計） 県HPより

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人人口（人）	3,656	3,816	3,827	4,142	4,514

3. 【かわせみ教室での学習状況・児童生徒の様子について】

- ・次の内容を、日常生活の中や一斉授業、個別の指導、ゲームを通じた集団活動などを通して、それぞれの児童生徒の状況に寄り添いながら指導し習得している。
 - *学校生活で必要とされる最小限の日本語会話能力。
 - *ひらがな・カタカナ・漢字の表記、話す・読む・書く力、基礎基本の計算等の学習。
 - *日本の学校での生活のルールや文化など。
- ・在籍校で抱えてきた不満やわだかまりを、かわせみ教室にて解きほぐしてもらい、元気を蓄えて戻っていくこともできている。

4. 【かわせみ教室の課題について】

- ・かわせみ教室への入級の必要性があっても、かわせみ教室までの送迎手段の問題で、入級できないケースがある。また、保護者の送迎の都合において個々の通級日数にばらつきがあり、3ヶ月で卒級できない児童生徒が見受けられること。
- ・通級児童生徒の母語が多岐にわたってきていることより、すべての母語に対応できる母語支援員を配置することは困難であること。
- ・母語支援員が学習面・学校生活面だけでなく、保護者の様々な相談窓口となっている。このことは、かわせみのみならず、各校の日本語指導教室や母語支援員も同様である。

5. 【各校における現状と課題について】

- ・在籍校では、実技系の学習や学校行事を中心に友だちと楽しく取り組んだり、タブレットの翻訳機能を利用して同級生とコミュニケーションをとることもできている。
- ・卒級後の児童生徒の安心できる学校生活の実現のため、学校での日本語指導へのスムーズな引継ぎや学校全体での「やさしい日本語」の周知啓発が必要であること。
- ・外国籍児童生徒が、保護者の都合（医療受診や公的手続き等）により、学校を欠席することがある。

6. 【今後の方針について】

- ・ 第二かわせみ教室の周知を図る。
- ・ かわせみ教室までの移動手段の検討を行う。
- ・ 多言語化が進む中、学校での「やさしい日本語」の普及や母語に頼らない日本語指導力の向上を図る。
- ・ 様々な生活課題に対する保護者支援を、多文化共生とともに体制づくりを図る。

甲賀市日本語初期指導教室

‘かわせみ教室’



第一かわせみ教室 2018年9月開級

第二かわせみ教室 2024年5月開級

かわせみ教室では、市内小中学校在籍の日本語の指導が必要な児童生徒に対して、学校生活に必要な初歩的・基礎的な日本語指導及び生活指導を含む適応指導を一定期間（3ヵ月間）集中的に行うことにより、在籍校での学校生活を円滑に進めることを目的とします。



受入

- ・ 指導個票（個別の指導計画）作成
- ・ 時間割の作成
- ・ 日本語教室の説明

日本語初期指導教室の全体計画

※3ヶ月間集中して学びます

第一期

目標：学校生活を送る上で、最低限の意思疎通ができる日本語を習得する。

○生活面

- ・ 自己紹介（名前、年齢等）
- ・ 挨拶等のサバイバル日本語
- ・ 授業で使用する指示語

○学習面

- ・ 平仮名の読み書き
- ・ 数字の読み書き

第二期

目標：学校生活をスムーズに送るための日本語を習得する。

○生活面

- ・ 自己紹介（名前、好き嫌い等）
- ・ 学級や学校生活で使用する言葉

○学習面

- ・ TPOに応じて言葉を使う
- ・ 複数の単語で簡単な文を書く
- ・ 足し算、引き算

第三期

目標：日常生活や授業・行事等で必要な日本語を習得する。

○生活面

- ・ 学校生活、行事で使用する言葉や文
- ・ 日常生活で使用する言葉や文

○学習面

- ・ 小学校低学年の漢字の読み書き
- ・ 短い日記書き
- ・ 簡単な四則計算

在籍校へ

‘かわせみ教室’ 概要

□ ‘かわせみ教室’ は、伴谷東小学校内(第一かわせみ教室)と綾野小学校内(第二かわせみ教室)にあります。

3ヶ月間、在籍校を離れて ‘かわせみ教室’ に通います。

小学生は、保護者の送迎を原則とします。中学生は、自転車通学、または公共交通機関の利用も可とします。

□朝は、8時30分～9時10分に登校します。その後、朝の会などがあります。

授業は、9時35分～14時45分で、1日4校時分の時間割で学びます。

□授業料は不要です。

□詳細につきましては、甲賀市教育委員会事務局学校教育課学びの多様化推進室（0748-69-2256）まで、お尋ねください。 ※甲賀市教育委員会事務局ホームページにも詳細を掲載しています。



日本語指導が必要な児童生徒数

(毎年4月調査)

●母語別日本語指導が必要な児童生徒数の推移(小中合計)

	日本語	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	タガログ語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	合計
令和2年	1	2	0	31	25	27	7	135	1	229
令和3年	0	0	0	43	12	24	0	144	2	225
令和4年	1	3	1	37	13	25	1	158	2	241
令和5年	0	3	0	38	12	24	6	167	8	258
令和6年	0	7	1	36	10	22	10	173	9	268

●令和6年 旧町別日本語指導が必要な児童生徒数(小中合計)

	日本語	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	タガログ語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	合計
水口	0	5	0	23	6	21	10	141	8	214
土山	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
甲賀	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3
甲南	0	0	0	10	4	1	0	26	1	42
信楽	0	0	1	3	0	0	0	1	0	5

日本語指導の必要な外国人児童生徒等の在籍数等調査

母語別日本語習熟状況（A：ほとんど通じない B：片言が話せる C：日常言語には困らないが、教科等では支援が必要）

（R6.1月調査より）

	ポルトガル語			スペイン語			中国語			ベトナム語			タガログ語			英語			タイ語			ビサヤ語			ネパール語			インドネシア語			韓国語			ウルドゥー語			学校別			
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	計
伴谷小	11	6	16		1	1				1						1																					13	7	17	37
柏木小	2	3	1	1	1	1	1			2			1		1							1	1	1													8	5	4	17
水口小	1	2	6		1	1			2			1															2							3	3	10	16			
貴生川小	1	4	1								1			2																				1	7	1	9			
綾野小	2	6	2	1	3	1		1		1	1	1	1		1			1																5	11	6	22			
伴谷東小	1	29	3		3									2													1							1	35	3	39			
土山小		5	2																															0	5	2	7			
大原小		1													1																			0	1	1	2			
甲南第一小	1	3	3																															1	3	3	7			
甲南第二小																					1													0	1	0	1			
希望ヶ丘小	4	5		1	4				3																									5	12	0	17			
信楽小				1		1																												1	0	1	2			
朝宮小																											1							0	1	0	1			
小学校 計	23	64	34	4	13	5	1	4	2	4	2	2	2	4	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	1	0	2	0	0	38	91	48	177
水口中	1	2	29			4			2	2			2	2	7			1																5	4	43	52			
城山中		6	3			1																								1				1	6	4	11			
土山中		1																																0	1	0	1			
甲南中		4	2		1	3			1				1																					1	5	6	12			
信楽中					1																													0	1	0	1			
中学校 計	1	13	34	0	2	8	0	0	3	2	0	0	3	2	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	17	53	77
小中 合計	24	77	68	4	15	13	1	4	5	6	2	2	5	6	9	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	1	0	3	0	0	45	108	101	254

日本語
指導教室
設置

日本語
指導員
配置

◎

◎

◎

○

◎

◎

○

○

◎

◎

○

○

◎

○

○

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
立 岡 秀 寿	教育長	
野 口 喜 代 美	教育長職務代理者	
松 山 顕 子	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	
池 田 吉 希	委 員	

令和6年8月7日現在

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。